

# 別海町議会会議録

第3号（平成29年 9月15日）

---

## ○議事日程

- |       |            |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 各議案の討論・採決  |
- (1) 平成29年度別海町一般会計補正予算（第2号）  
（町長提出議案第65号）
  - (2) 平成29年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
（町長提出議案第66号）
  - (3) 別海町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について  
（町長提出議案第67号）
  - (4) 別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
（町長提出議案第68号）
  - (5) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について  
（町長提出議案第69号）
  - (6) 北海道市町村総合事務組合規約の変更について  
（町長提出議案第70号）
  - (7) 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について  
（町長提出議案第71号）
  - (8) 工事請負契約の締結について（（H28繰）東富岡地区農道改良工事）  
（町長提出議案第72号）
  - (9) 工事請負契約の締結について（町道中西別上風連線中之川橋外4橋梁補修工事）  
（町長提出議案第73号）
  - (10) 財産の取得の一部変更について（小型動力ポンプ付水槽車）  
（町長提出議案第74号）
  - (11) 財産の取得の一部変更について（小型動力ポンプ付水槽車）  
（町長提出議案第75号）
  - (12) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につい

て

(町長提出議案第76号)

(13) 人権擁護委員候補者の推薦について

(町長提出諮問第1号)

日程第 3	発議第 5号	EUとの経済連携協定に関する万全の対策とその確実な実行を求める意見書について
日程第 4	発議第 6号	核兵器禁止条約に調印し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書について
日程第 5	発議第 7号	地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第 6	発委第 1号	道路の整備に関する意見書について
日程第 7	発委第 2号	安全・安心の医療・介護の実現と労働環境の改善に関する意見書について
日程第 8	発委第 3号	道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
日程第 9		議員派遣の件
日程第 10		委員会の閉会中の継続調査の件

#### ○会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	各議案の討論・採決
	(1) 平成29年度別海町一般会計補正予算(第2号) (町長提出議案第65号)
	(2) 平成29年度別海町介護保険特別会計補正予算(第1号) (町長提出議案第66号)
	(3) 別海町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について (町長提出議案第67号)
	(4) 別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (町長提出議案第68号)
	(5) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について (町長提出議案第69号)
	(6) 北海道市町村総合事務組合規約の変更について (町長提出議案第70号)
	(7) 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について (町長提出議案第71号)
	(8) 工事請負契約の締結について((H28繰)東富岡地区農道改良工事) (町長提出議案第72号)

- (9) 工事請負契約の締結について（町道中西別上風連線中之川橋外4橋梁補修工事）  
（町長提出議案第73号）
- (10) 財産の取得の一部変更について（小型動力ポンプ付水槽車）  
（町長提出議案第74号）
- (11) 財産の取得の一部変更について（小型動力ポンプ付水槽車）  
（町長提出議案第75号）
- (12) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について  
（町長提出議案第76号）
- (13) 人権擁護委員候補者の推薦について  
（町長提出諮問第1号）

日程第 3	発議第 5号	EUとの経済連携協定に関する万全の対策とその確実な実行を求める意見書について
日程第 4	発議第 6号	核兵器禁止条約に調印し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書について
日程第 5	発議第 7号	地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第 6	発委第 1号	道路の整備に関する意見書について
日程第 7	発委第 2号	安全・安心の医療・介護の実現と労働環境の改善に関する意見書について
日程第 8	発委第 3号	道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
日程第 9		議員派遣の件
日程第 10		委員会の閉会中の継続調査の件

○出席議員（15名）

1番 小 椋 哲 也	2番 外 山 浩 司
3番 大 内 省 吾	4番 木 嶋 悦 寛
5番 松 壽 孝 雄	7番 今 西 和 雄
8番 西 原 浩	9番 杳 澤 昌 廣
10番 小 林 敏 之	11番 瀧 川 榮 子
12番 戸 田 憲 悦	13番 中 村 忠 士
14番 渡 邊 政 吉	副議長 15番 佐 藤 初 雄
議 長 16番 松 原 政 勝	

○欠席議員（1名）

6番 森 本 一 夫

○出席説明員

町	長	曾根興三	副町長	佐藤次春
教 育	長	伊藤多加志	総務部長	竹中仁
福 祉 部	長	河嶋田鶴枝	産業振興部長	登藤和哉
建設水道部	長	宮越正人	病院事務長	大槻祐二
会 計 管 理 者		下地哲	監査委員事務局長	佐藤敏
農委事務局	長	中村公一	総務部次長	今野健一
産業振興部	次長	門脇芳則	建設水道部次長	山岸英一
教 育 部	次長	山田一志	総務課長	今野健一
総合政策課	長	佐々木栄典	財 政 課 長	寺尾真太郎
税 務 課	長	阿部美幸	福 祉 課 長	宮本栄一
介護支援課	長	竹中利哉	町 民 課 長	青柳茂
保 健 課	長	小湊昌博	農 政 課 長	門脇芳則
水産みどり課	長	干場富夫	管 理 課 長	伊藤一成
事 業 課	長	小島実	建 築 住 宅 課	山岸英一
上下水道課	長	外石昭博	学 務 課 長	入倉伸顕
生涯学習課	長	山田一志	中央公民館長	石川誠
図 書 館	長	千葉宏		

○議会事務局出席職員

事務局 長 浦山吉人 主 幹 田畑直樹

○会議録署名議員

8番 西原浩 9番 杓澤昌廣  
10番 小林敏之

◎開議宣告

- 議長（松原政勝君） おはようございます。  
ただいまから、第4日目の会議を開きます。  
ただいま出席している議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
なお、欠席議員は、6番森本議員であります。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。  
8番西原議員、9番沓澤議員、10番小林議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 各議案の討論・採決

- 議長（松原政勝君） 日程第2 各議案の討論、採決を行います。  
初めに、議案第65号平成29年度別海町一般会計補正予算（第2号）の討論に入ります。  
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（松原政勝君） 討論を終わります。  
これから採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。  
議案第66号平成29年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。  
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（松原政勝君） 討論を終わります。  
これから採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。  
議案第67号別海町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。  
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議案第70号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議案第71号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議案第72号工事請負契約の締結について（（H28線）東富岡地区農道改良工事）の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議案第73号工事請負契約の締結について（町道中西別上風連線中之川橋外4橋梁補修工事）の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議案第74号財産の取得の一部変更について（小型動力ポンプ付水槽車）の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第75号財産の取得の一部変更について（小型動力ポンプ付水槽車）の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議案第76号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての討論に入ります。  
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての意見を求めます。

意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) なければ終わります。

これから採決いたします。

本件については、適任ということで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号については、適任という意見を付することに決定されました。

---

#### ◎委員会付託省略の議決

○議長(松原政勝君) ここで、お諮りをいたします。

本定例会に提出されております日程第3 発議第5号から日程第8 発委3号までの6件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3 発議第5号から日程第8 発委3号までの6件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第3 発議第5号

○議長(松原政勝君) 日程第3 発議第5号EUとの経済連携協定に関する万全の対策とその確実な実行を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

8番西原議員。

○8番(西原 浩君) EUとの経済連携協定に関する万全の対策とその確実な実行を求める意見書の内容について、御説明申し上げます。

我が国は、EUとの経済連携協定、以下、「EPA」といいます。に関して、平成25年3月に交渉を開始した後、できる限り早期の大枠合意を目指し精力的に取り組み、7月6日、ベルギー・ブリュッセルにおける首脳会談において、大枠での合意に至ったところ です。

EUとのEPAについては、その交渉結果が我が国の食料の安定供給に大きく寄与している本道の農林水産業のみならず、国民経済や国民生活の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念され、本町においても、酪農及び農畜産物、農業生産者への影響は多大なも

のになる可能性を含んでいます。

この度の大枠合意を踏まえ、将来にわたり農林漁業者などの不安と懸念を解消するため、引き続き、国民への十分な情報提供と丁寧な説明を行うとともに、農林水産業が再生産可能となり、持続的に発展していくことができるよう、国の責任による万全の対策とその確実な実行が不可欠であることから、本意見書を提案するものであります。

発議第5号、EUとの経済連携協定に関する万全の対策とその確実な実行を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成29年9月15日、別海町議会議長、松原政勝殿。

提出者、別海町議会議員、西原浩。

賛成者、同、小林敏之、同、佐藤初雄、同、戸田憲悦、同、杳澤昌廣。

なお、意見書の朗読について、前文は先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。国においては、次の事項について適切に対応するよう強く要望する。

1、チーズ等の乳製品や豚肉など、農林水産物等の重要品目の再生産が引き続き可能となり、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、必要な国境措置をしっかりと確保すること。

2、協定の発効後も持続可能な農業経営と農村を確立するため、多様な担い手の確保・育成策の充実を図ること。

3、EPAの合意内容の詳細や合意内容が実施された後の地域経済等への影響を把握し、国民に対し十分な情報提供と丁寧な説明を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月15日、北海道野付郡別海町議会議長、松原政勝。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同により、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 発議第5号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 発議第6号

○議長（松原政勝君） 日程第4 発議第6号核兵器禁止条約に調印し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 核兵器禁止条約に調印し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書の内容について、御説明申し上げます。

ニューヨークの国連会議で、本年7月7日に採択された核兵器禁止条約は、被爆者と世界の諸国民に大きな希望を与えました。

被爆された方が国連会議で「この日を70年以上待ち続けていました」と声を詰まらせた姿は、被爆者のみならず、核兵器廃絶という人類の悲願が、一步実現にむかったことを象徴的にあらわすものでした。

禁止条約には世界の英知が結実しています。前文で「ヒバクシャ」や核実験被害者の「容認しがたい苦難と損害」を特記しました。条約は、被爆者とともに核兵器全面廃絶へすすむ意思を示したものです。

国連加盟国の6割以上の賛成で採択されたことは、核兵器を違法化する新たな規範を確立したことを意味します。条約に参加していない核兵器保有国とその同盟国、および核兵器を保有しようとする国も、政治的・道義的な拘束を受けます。

圧倒的な国際世論をつくりだし、核兵器保有国とその同盟国、および核兵器を保有しようとする国を包囲していくことが「核兵器のない世界」への根本の力になります。

9月20日に条約の署名が始まります。今後は調印と批准のスピードが注目されます。核兵器を保有しようとする国も含め、核兵器保有国とその同盟国のそれぞれの国内で、核兵器完全廃絶をめざす世論を多数とし、禁止条約への参加を求める運動を発展させることが必要です。

とりわけ、被爆国である我が国が、条約に調印し批准することが国際社会から求められ、全世界の人々から待ち望まれています。

日本政府が一刻も早く、条約に調印することを求め、本意見書を提案するものであります。

発議第6号、核兵器禁止条約に調印し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成29年9月15日、別海町議会議長、松原政勝殿。

提出者、別海町議会議員、中村忠士。

賛成者、同、瀧川榮子。

なお、意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月15日、北海道野付郡別海町議会議長、松原政勝。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同により、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 発議第6号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番松壽議員。

○5番（松壽孝雄君） 私は、本意見書に反対の立場で発言をさせていただきます。

核兵器禁止条約の理念が大変素晴らしいことは、認めるところではありますが、この条約には、核兵器保有国の参加がなければ実効性を持たないという現実に向ける必要があります。

核兵器保有国の参加がない状況での核兵器禁止条約は、核兵器保有国と非核兵器保有国の間の対立を生み、むしろ逆効果となってしまう可能性すら考えられます。

日本政府は23年連続核廃絶決議案を提出し続け、核兵器不拡散体制の強化など核のない世界に向けての行動を行っています。

日本政府が核をなくすという理念に不賛同というわけではなく、将来の核のない世界を見据えた上でも、核兵器保有国、非核兵器保有国のすべてのグループが一斉に核兵器禁止に動いていない現状において、核兵器禁止条約に入ることは、本当に意義あることなのかを考えた結果であると把握すべきと考えます。

核兵器不拡散条約を本当の意味で確立し、核兵器を極限まで減らす努力を、今後も行い続けることこそが日本政府が、今、取るべき道であり、多くのリスクが伴う現段階での核兵器禁止条約への調印は、核のない世界への決して近道にはならないことを認識する必要があることから、本意見書に反対するものであります。

以上申し上げ、反対討論とさせていただきます。

○議長（松原政勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 賛成の立場から討論に参加いたします。

核抑止力を意味する核兵器を使用すると威嚇も核兵器禁止条約の禁止事項に入りました。核保有国が安全保障上の理由で正当化している核抑止論を明確に否定する内容です。

自己抑制を超えること、また、同盟国や第三国に対する懲罰的な攻撃が始まれば報復の連鎖につながります。

日本は世界で唯一の被爆国です。その被曝から72年、遠い昔ではありません。

しかし、その現状を知る手だては残された写真や記録、そして体験された方の証言だけです。

その証言さえも体験者から聞くことはもうじきかなわなくなります。

それは戦後72年の間、核兵器が使われなかった証明でもあります。

広島、長崎に原爆を投下したアメリカは、一瞬にして焼けただれた町の様子や被爆者の症状など克明な記録をとり続けました。

核実験を繰り返しながらも、核兵器がどれほど残虐な兵器であるかを知り尽くし、有り余るほど自国にある核兵器を使用しないのも、その威力を知り尽くしているからではない

でしょうか。

ことし3月、国連で核兵器禁止条約の交渉会議が開かれたとき、日本は不参加でした。

空席になった日本のテーブルには大きな灰色の折り鶴が置かれ、その右の翼に「核禁止」と書かれ、左の翼には「あなたにここにいて欲しかった」と書かれていたことを報道で知りました。

それは2回原爆投下、第5福竜丸は死の灰を浴び、福島原発の大事故も体験した日本は、誰よりも核の恐ろしさを知っているはずではないのですか。

核兵器禁止条約を指導して欲しかったと日本に呼びかけたかったのではないのでしょうか。

別海町議会は、昭和56年6月26日「非核3原則の堅持に関する意見書」を可決しました。

核兵器の惨禍を引き起こしてはならないことを切実に願っている非核3原則、持たず、つくらず、持ち込ませぬの堅持をさらに明確にし、率先して世界の核保有国に対しても、これを呼びかけるよう強く要望する内容の意見書でした。

平成7年12月15日には平和の町を宣言しました。

その中には、「地球上から戦争と核兵器をなくすことは日本国民の責務であります。」という言葉とともに平和を求め、戦後50周年を機に「輝く未来の理想郷を築くため、ここに私たち別海町民は平和の町を宣言します。」と結び、現在、平和の町宣言パネルは町内施設11カ所に設置されています。

また、別海町は、平成21年8月3日には平和首長会議に加盟、主な活動内容の中には、核兵器廃絶に向けた市民意識を国際的な規範で喚起し、核兵器のない平和な世界の実現が挙げられ、「世界恒久平和の実現に寄与する目的がある。」とされています。

この平和首長会議には、平成29年9月1日現在、162カ国地域と7,439都市、日本国内では1,683自治体が加盟しています。

この1年で日本国内では42の自治体が新たに加盟し、国内全自治体の90%以上が核兵器廃絶への意思を表明したことになります。

政府の方向が、現段階でこうした自治体の思いと違ったとしても、多くの自治体が核兵器廃絶への思いを込め意見書を出していくことで、新たな方向に向かうことは十分考えられます。

再び戦争の惨禍が起こらないように、悲惨な原爆が再び投下されないように、核兵器廃絶への強い願いを込め、本意見書に賛成します。

○議長（松原政勝君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原政勝君） はい、起立少数であります。

したがって、発議第6号は否決されました。

---

#### ◎日程第5 発議第7号

○議長（松原政勝君） 日程第5 発議第7号地方財政の充実・強化を求める意見書につ

いてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

15番佐藤議員。

○15番（佐藤初雄君） 地方財政の充実・強化を求める意見書の内容について、御説明申し上げます。

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、多種多様な政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況の中、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。

特に、歳出効率化に向けた業務改革で他自治体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。

自治体等の意識変化や先進事例の横展開等を促す「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものであります。

また、「骨太方針2015」以降、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委託を2020年度（平成32年度）までに倍増させるという目標が掲げられていますが、地域による人口規模・事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視するものであり、数値目標設定による民間委託の推進には賛同することはできません。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。

しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要であることから、本意見書を提案するものであります。

発議第7号、地方財政の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成29年9月15日、別海町議会議長、松原政勝殿。

提出者、別海町議会議員、佐藤初雄。

賛成者、同、西原浩、同、小林敏之、同、戸田憲悦、同、沓澤昌廣。

なお、意見書の朗読について、前文は先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

国においては、以下の事項の実現を求めます。

1、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

2、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

3、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

4、災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5、地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

6、地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。

また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月15日、北海道野付郡別海町議会議長、松原政勝。

意見書提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、地方創生・規制改革担当大臣、経済財政政策担当大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同により、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 発議第7号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 発委第1号

○議長(松原政勝君) 日程第6 発委第1号道路の整備に関する意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(沓澤昌廣君) 道路の整備に関する意見書の内容について、御説明申し上げます。

北海道は、四季を彩る雄大な自然や豊富な食などの高い優位性から、国内外より多くの観光客が訪れています。特にインバウンド観光については近年急激に増加しており、外国人観光客の受け入れ環境の整備や広域観光周遊ルートの認定など、世界が憧れる観光立国北海道の実現に向けた取り組みを推進しています。

また、本道は我が国最大の食料供給地域であり、良質な農水産品の国内安定供給に貢献しているほか、道産食品の海外への輸出拡大を推進しています。

これら、「観光」や「食」の更なる発展に向けて欠かすことのできない高規格幹線道路については、着手区間の相次ぐ開通に加え、未着手区間においても着手に向けた調査を推進するなど、着実に進捗が図られているものの、ネットワークとしてはいまだ脆弱です。

さらに、豪雪や暴風雪など冬期間における厳しい気象条件、大雨、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、さまざまな課題を抱えています。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況が続いており、今後は、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備に必要な予算を確保するとともに、国が制度を見直す際には、地方の自主性・裁量性を重視した地方にとって自由度の高い制度であることが重要です。

国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性を踏まえ、道路整備の充実・強化を図るよう強く求め、本意見書を提案するものであります。

発委第1号、道路の整備に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成29年9月15日、別海町議会議長、松原政勝殿。

提出者、別海町議会産業建設常任委員会、委員長、沓澤昌廣。

なお、意見書の朗読について、前文は先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

国においては、次の項目について充実・強化を図るよう強く要望します。

1、長期安定的に道路整備が進められるよう、道路関係予算は所要額を満額確保すること。

2、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」及び「道路法施行令」に定める国の負担または補助の割合を平成30年度以降も維持するとともに、必要な道路整備の推進が図れるよう拡充、見直しも含め必要な措置を講ずること。

3、高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、着手している区間の早期開通を図るとともに、未着手区間について早期の着手を図ること。

4、高度経済成長期に整備された道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などメンテナンスサイクルを確立し、戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援や財政的支援などの充実を図ること。

5、自然災害時等における交通機能の確保を確実なものとするため、安全で信頼性の高い道路整備を進めるとともに、広域交通の寸断や交通障害による孤立集落の発生を防ぐ代替路の整備など、災害に強い道路ネットワークの構築を図ること。

6、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策を初め、魅力あふれる北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備及び維持の充実を図ること。

7、事業評価に当たっては、従来の費用便益分析による効率性の面だけではなく、救急医療や観光への貢献など、地域にもたらされる多様な効果を考慮した評価手法となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月15日、北海道野付郡別海町議会議員、松原政勝。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同により、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 発委第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 発委第2号

○議長（松原政勝君） 日程第7 発委第2号安全・安心の医療・介護の実現と労働環境の上、改善に冠する意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉医療常任委員長。

○福祉医療常任委員長（戸田憲悦君） 安全・安心の医療・介護の実現と労働環境の改善

に関する意見書の内容について、御説明申し上げます。

わが国の医療・介護は、今日まで医師・看護職・介護従事者の懸命な努力で支えられてきました。

しかし、今後予想される超高齢化時代を迎えるにあたり、医療需要の増大はもとより、医療の高度化や、患者や高齢者のニーズの多様化等により、長時間労働や休息もできない短い勤務間隔、介護施設などでは配置基準ぎりぎりの職員配置、一人夜勤など、労働者の健康だけでなく、患者や介護施設サービス利用者の安全と安心が十分に確保されていない状況が依然続いており、また、近年雇用情勢の改善に伴い労働市場における求人倍率が上昇する中においても、特に医療・介護従事者の求人倍率は平均を大きく上回り、深刻な人手不足の事態も発生しています。

とりわけ、介護現場における介護従事者の人材確保問題・離職防止対策が喫緊の課題となっているのはわが町も例外ではなく、町全体の介護現場において介護に携わる職員が充足している状況には至っていません。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊世代が75歳以上となる2025年には介護職員37.7万人が不足するとしています。直面する人材不足の解消は、介護現場の安全・安心を守る、国の大きな課題の一つといえます。

医療及び介護従事者の十分な確保とあわせ、離職防止対策に取り組むとともに、働き方改革を推進するため、夜勤交代制勤務を伴う看護職及び介護職一人ひとりのワークライフバランスに配慮した労働環境の改善は喫緊の課題であり、十分な勤務間インターバルの確保や夜勤回数の縮減、介護施設などにおける夜勤体制の見直しや休息時間の確保などが求められているところです。

医療・介護提供体制の改善を図り、国民が安全・安心の医療・介護を受けることができる社会を実現するため、本意見書を提案するものであります。

発委第2号、安全・安心の医療・介護の実現と労働環境の改善に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成29年9月15日、別海町議会議長、松原政勝殿。

提出者、別海町議会福祉医療任委員会、委員長、戸田憲悦。

なお、意見書の朗読について、前文は先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

国において、次の事項について実施するよう強く要望します。

1、医師、看護職及び介護従事者などの夜勤交替制労働における労働環境の改善に向けた労使等の合意形成が円滑に図られる取り組みを推進すること。

2、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師、看護職及び介護従事者などの十分な確保策を講ずること。また介護従事者全体のさらなる処遇改善を図ること。

3、新たな医師、看護職及び介護従事者の育成を促すとともに、離職防止に加え復職を支援する体制作りを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月15日、北海道野付郡別海町議会議長、松原政勝。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同により、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ます。

○議長（松原政勝君） 発委第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 発委第3号

○議長（松原政勝君） 日程第8 発委第3号道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小林敏之君） 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の内容について、御説明申し上げます。

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（2006年）」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、「望ましい学校規模」を「40人学級で4から8学級」として、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。

これによって、2007年からの10年間で、道内の公立高校は統廃合により42校減少し、公立高校のない市町村は50と増加しました。

2018から20年度の「公立高等学校配置計画案」でも再編・統合により40校42学級と大規模な削減になっています。

「配置計画」で、地元の高校を奪われた子供たちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大するとともに、保護者の経済的負担の増大も報告されています。

また、子供の進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

これらを解消するため、「通学費・制服代・教科書代」補助などの制度を実施や、やむなく町立移管とするなど、地域の高校を存続に向け努力している自治体は数多くあります。

これらは本来、道教委が行うべきことであり、各自治体に責任を負わせている道教委は、すべての子供たちに等しく後期中等教育を保障しなければならない教育行政としての責任を必ずしも果たしているとは言えません。

昨年度、道教委は、「新たな高校教育に関する指針」の見直しについて検討し、10月に『新たな高校教育に関する指針』検討報告書を公表しました。

しかし、「検討報告書」は依然として「望ましい学級規模を4から8学級とし再編整備を進めることを基本」としており、地域の要望や実態を全く踏まえたものになっていません。

道教委は、この「報告書」に基づき来年3月までに「新しい指針」を作成するとしています。

これまでの「指針」の問題点を改めず、これまで同様に1学年4から8学級を「望ましい学校規模」、1学級40人に固執すれば、今後も統廃合が進むことは明らかであり、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」により地域間格差が増大するとともに、北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業者数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子供にゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。

そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要であることから、本意見書を提案するものであります。

発委第3号、道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成29年9月15日、別海町議会議長、松原政勝殿。

提出者、別海町議会総務文教任委員会、委員長、小林敏之。

なお、意見書の朗読について、前文は先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

北海道においては、次の事項について強く要望します。

1、道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、現在検討している「新しい指針」については、これまでの「指針」による「序列化」「高校間格差」「地域間格差」などの問題点を抜本的に見直したものとすること。

2、高校の学級定員を引き下げる。当面、地域の高校や定時制高校を先行的に30人以下学級とすること。

3、地域の高校を存続させるため「地域キャンパス校」については、道教委が検討している「2年連続20人を下回った場合は統廃合する」とする「基準の改悪」をしないこと。

また、障害のある・なしにかかわらず、希望するすべての子供が地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高校教育を実現するため検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月15日、北海道野付郡別海町議会議長、松原政勝。

意見書提出先、北海道議会議長、北海道知事、北海道教育委員会教育長。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同により、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 発委第3号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議員派遣の件

○議長（松原政勝君） 日程第9 議員派遣の件を議題といたします。

内容については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第10 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（松原政勝君） 日程第10 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（松原政勝君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成29年第3回別海町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時06分

## ◎町長挨拶

○議長（松原政勝君） 町長挨拶。

○町長（曾根興三君） 第3回町議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本定例会では、4日間にわたりまして慎重な御審議をいただき、全ての提出案件につきまして御決定を賜りました。まことにありがとうございます。

また、本定例会では、平成28年度各会計決算認定について、決算審査特別委員会が設置されました。沓澤委員長を初め委員の皆様方には、お忙しい中審査をいただくこととなりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、矢臼別演習場周辺まちづくりに構想についてでございますが、本年度は、まちづくり構想策定の最終年となりますので、現在、庁舎内の各検討会議において、具体的な施設規模や建設予定地に隣接する公共施設との連携方法などを検討し、その内容について、住民懇話会の御意見をいただくなど作業を進めております。

今後、さらに検討を重ねまして、12月定例会までには素案をまとめ上げて、議員の皆様にも説明をさせていただきたく予定をしております。

1月にパブリックコメント等を実施した上で、本年度中の計画策定完了を目指していくことで、今、予定をしております。

次に、今後の日程について申し上げます。

あしたとあさつての2日間、第48回になります別海町産業祭が開催されます。

台風18号の進路が大変気になるところではございますけれども、全日程が天候に恵まれて開催されるように、ことしは大変期待をしているところでございます。

月が変わりまして、10月の1日には第39回の別海町パイロットマラソンが開催され、全国各地から総勢1,738名のランナーの参加を得て、大自然を舞台に熱い走りが繰り広げられるというふうに期待をしております。

議員各位におかれましては、温かい応援を送っていただき、大会を盛り上げていただきますようお願いを申し上げますとともに、前日の開会式への御出席につきましてもお願ひを申し上げます次第でございます。

そしてパイロットマラソンの翌週ですけれども、10月の8日には第57回の西別川あきあじまつりが開催されるほか、今年で第34回になりますけれども、あきあじまつりの前後に10月の6日から9日までの日程で、枚方市を仲介していただきまして菊と緑の会イン別海の開催が予定をされておりました、ことしは枚方市のほうから8名の女性が来町する予定になっております。

このように、本町を代表する秋のイベントが続きますが、これらのイベントが晴天に恵まれまして、盛況に開催されることを祈念しているところでございます。

このほかの日程につきましては、10月の21日には札幌市において、別海・札幌ふるさと会が開催されます。

先ほど議員派遣の御決定をいただいたようではございますけれども、そのほかの議員の皆様方にも、ぜひとも顔を出して会を盛り上げていただければと、そんな思いも願っているところでございます。

また、10月から11月にかけては、町民の皆様方が自主的に組織しております各団体と共同しまして、防衛省、農林水産省、国会議員等各関係各所に要請行動を計画をしております。

これも町独自としての行動となりますけれども、各級課題解決に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松原政勝君） 皆さん大変御苦労さまでございました。

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員